

ネット販売は店舗と配置と同列に制度設計せよ

発行：日本置き薬協会 事務局

件の検討会も議論が深まり出し、業界関係者から参考人として意見聴取も始まった。置き薬協会は、医薬品授受に専門家による対面販売と情報提供は必要であると考え、下記の要望を掲げる。

対面販売を原則法定化せよ

販売（購入）の面での現行薬事法の最大の課題は、『対面販売の原則』を確立することであろう。ネット販売についても既に「医薬品の安全で円滑な提供方法を考える有識者会議報告書」（平成24年3月31日）に、「ネットによる販売も含めて、医薬品の郵送等販売を認められるとすれば、それが許容されるルール作りを明確化させる必要があり、薬事法の専門家による『対面販売の原則』を決して崩してはならない」とある。

しかし今回『対面販売の原則』がこれ自体正しいものでありながら、法に規定されておらず省令による規制では違法だとの司法判断が確定した以上、『対面販売の原則：一般用医薬品販売の共通のルールとして、毎回必ず、専門家が直接関与する』を省令ではなく薬事法に定義し、明記すべきである。

情報提供規定の実効性を確保せよ

医薬品は情報とともに流通しないと危険な商品である。しかし、求められなければ情報提供せずともよい、相談があったときだけ専門家が対応すればよいとし、実際に店舗では、商品棚から選んでレジに持っていくだけで一般用医薬品が購入でき、配置販売では、専門家でない一般従事者が、情報提供以外の配置は許されると誤解して、配置販売している現状がある。

日本医師会は2011年2月16日の定例記者会見において、「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」に対する見解で、「薬剤師が責任をもって情報提供するとともに、必要に応じて医師への受診勧奨をすべきである。」と述べた。現状においては、ネット購入希望者などにも医師会という「専門家が情報提供、医師への受診勧奨」は、難しく、新たに実効性のある情報提供規定を設けるべきである。つまり、販売形態（店舗販売、配置販売、ネット販売）にかかわらず、リスク軽減のための一般用医薬品販売の共通のルールとして、毎回必ず、専門家が関与することを定めるべきで、さらに、専門家による対面販売について、形骸化しないよう手段を講じるべきである。

ネット販売における専門家の関与規定を設けよ

ネット販売であっても、専門家が毎回、販売に係わる制度を確立させなければならない。このための専門家の常駐規定を、ネット販売についてどのように適用するのか。またその上で、使用方法や副作用の説明方法など、ネット販売の在り方を具体的に定め、業者に義務付けるべきである。

消費者庁との連携を構築せよ

ネットを通じた販売（購入、会員制などを含む）が盛んになったのは医薬品に限らず、いまあらゆる商品に共通の現象であり、そこには共通して品質等のトラブル問題が潜在する。加えて医薬品には健康・生命の危険性など、他の商品と大きく異なるリスクがある。したがって、厚生労働省は医薬品のネット販売の開設・販売におけるルールづくりを、消費者庁と共同で作ることも必要である。

ネット販売可能な地域的範囲を設けよ

一般用医薬品販売は、店舗販売は保健所、配置販売は販売エリアが広い都道府県知事の許可が必要である。ネット販売は、都道府県の境を越え、果ては海外へ繋がる広い範囲（地域）に亘るため、店舗販売の許可に加え、二次的に販売上の新たな許認可を取らせる必要がある。

ネット販売の認証制を設けよ

ネット販売業者は第三者機関の認証制度を導入し、ルールを守れない販売業者については販売ができないような仕組みをつくるべきである。また、医薬品販売に関する、消費者をまじえた監視委員会を設けることも必要である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協